

繊維製品の洗濯表示に関する JIS を制定

- 市場のグローバル化に向けた国際規格整合 -

平成26年10月20日

繊維製品の洗濯等の取扱方法に関する洗濯表示記号、表示方法及び試験方法について、国際規格に整合したJISを制定しました。

今回のJIS制定によって、洗濯表示記号の種類が22種類から41種類に増え、繊維製品の洗濯の取扱いに関するきめ細かな情報提供が可能となります。また、洗濯表示記号が国内外で統一されることによって、利便性向上が期待されます。

1. 当該規格の制定の背景

- (1)洗濯表示に関する国際規格(ISO 3758(繊維 - 記号による取扱表示コード)及びISO 6330(家庭洗濯と乾燥試験方法))が制定された1991年以来、国際規格と国内規格であるJIS L0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)の整合化の検討が行われてきました。
- (2)国際規格には、我が国の洗濯習慣上必要な記号(自然乾燥表示)や、我が国で用いられている洗濯機(パルセータ型(縦型)洗濯機)に関する試験方法が規定されていなかったことが、JISの国際規格との整合化の支障となっていました。そのため、我が国から国際規格の改正(ISO 3758に自然乾燥記号の追加、ISO 6330にパルセータ型洗濯機による試験方法の追加)の提案を行い、2012年に我が国の提案が反映された国際規格が発行されました。
- (3)これにより、JISの国際規格との整合化への環境が整備されたため、今回、以下6件のJISを制定しました。なお、現行のJIS(JIS L0217)を引用する他のJISが多数あるため、現行のJISは当分の間存続することとします。

< 今回制定する JIS >

- ・JIS L0001 繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法
- ・JIS L1930 繊維製品の家庭洗濯試験方法
- ・JIS L1931 - 1 繊維製品の商業クリーニング - 第1部:生地及び製品の評価方法
- ・JIS L1931 - 2 繊維製品の商業クリーニング - 第2部:パークロロエチレンによるドライクリーニング試験方法
- ・JIS L1931 - 3 繊維製品の商業クリーニング - 第3部:石油系溶剤によるドライクリーニング試験方法
- ・JIS L1931 - 4 繊維製品の商業クリーニング - 第4部:ウエットクリーニング試験方法

<参考> 国際規格、現行のJIS、今回制定したJISの関係は下表の通り。

	今回制定したJIS	国際規格	現行JIS
表示について	JIS L0001	ISO 3758(繊維 - 記号による取扱表示コード)	JIS L0217(繊維製品の取扱いに関する洗濯表示記号及びその表示方法)
家庭洗濯について	JIS L1930	ISO 6330(家庭洗濯と乾燥試験方法)	同上
商業クリーニングについて	JIS L1931 - 1 ~ - 4	ISO 3175 - 1 ~ - 4 (繊維製品の商業クリーニング試験方法)	作成されていない。

2. 今回制定した規格(JIS L0001)の現行JIS(JIS L027)からの主な変更点

(1) 洗濯表示に関する記号について

今回制定するJISにおいて、洗濯表示記号は基本的に、下図の基本記号(洗濯処理記号、漂白処理記号、乾燥処理記号、アイロン仕上げ処理記号、商業クリーニング処理記号)、及び基本記号と組み合わせて用いる付加記号(弱い処理記号、非常に弱い処理記号、処理温度記号、処理・操作の禁止記号)で構成されます。これらは、現行のJISで規定する記号とは大きく異なったものとなります(別紙参照)。

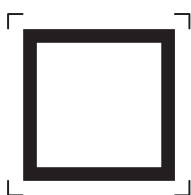
洗濯処理記号(基本記号)



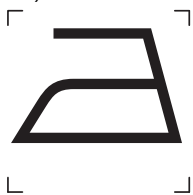
漂白処理記号(基本記号)



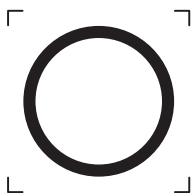
乾燥処理記号(基本記号)



アイロン仕上げ処理記号(基本記号)



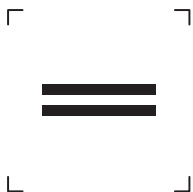
商業クリーニング処理(基本記号)



弱い処理記号(付加記号)

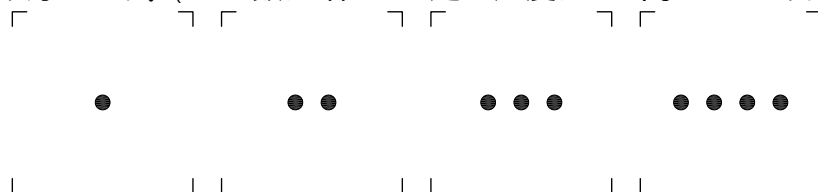


非常に弱い処理記号(付加記号)

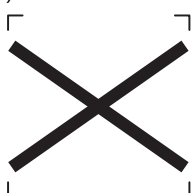


処理温度記号(付加記号)

の洗濯処理記号の処理温度については、摂氏の単位記号“ ”を省略した温度の数字で表示し、乾燥処理記号及びアイロン仕上げ記号の処理温度については、以下のドットで表示します。(ドット数が増えると処理温度がより高いことを表す)



処理・操作の禁止記号(付加記号)



(2) 洗濯表示記号の種類増加

洗濯表示記号は、上記基本記号の組み合わせや、組み合わせを基礎にした記号により表示されます。現行JISでは洗濯表示記号が22種類でしたが、今回制定されるJISでは41種類の記号が規定され、酸素系漂白、ウエットクリーニング等に関する表示記号も追加されるなど、より詳細な情報を表示できるようになりました(詳細は別紙参照)。

(例1 酸素系漂白の表示記号)

漂白の基本記号に斜線を加えたもの。塩素系漂白剤の使用ができないことを示す。



(例2 ウエットクリーニングの表示記号)

商業クリーニングの基本記号にウエットを示す W の英文字を加えたもの。ウエットクリーニング処理ができることを示す。



3. 今後の予定

現在、家庭用品品質表示法(繊維製品品質表示規程)で現行のJISが引用され、繊維製品(主に衣料品)への表示が義務づけられています。

今後、時期等は未定ですが、新たに制定したJISが同法に引用され、新たな洗濯表示記号が義務づけられる予定です。

経済産業省としては、今回のJIS制定を踏まえ、関係省庁と連携を図りつつ、消費者を含めた関係者に対して周知を図って参ります。

【担当】

産業技術環境局 国際標準課(直通:03-3501-9277、内線:3423~3425)

(課長)福田 泰和 (補佐)永田 邦博

(係長)星 純